車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第11号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項又は第２項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成22年11月15日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　廣直

１．指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
東九州自動車道	宮崎県東臼杵郡門川町大字加草字船越14番１から 宮崎県日向市大字平岩字橋ノ口7374番３まで

２．指定する期日　平成22年12月４日

３．通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

高圧ガス保安協会が高圧ガス保安法並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき実施する保安検査等を行う事務所の名称及びその所在地について

平成22年11月15日　　高圧ガス保安協会

高圧ガス保安協会が高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づき実施する保安検査等を行う事務所の名称及びその所在地について、平成21年３月26日付官報（号外第61号）より変更のあった事務所を次のとおり公告する。（記載のない事務所に関しては、従前のとおり。）

※　保安検査等とは、次に掲げる検査、調査又は認定をいう。

⑴　高圧ガス保安法

①　第20条第１項ただし書若しくは同条第３項第１号に規定する完成検査

②　第22条第１項第１号に規定する輸入検査

③　第35条第１項第１号に規定する保安検査

④　第39条の７第１項及び第39条の８第２項に規定する認定完成検査実施者となるための認定に係る調査

⑤　第39条の７第３項及び第39条の８第３項に規定する認定保安検査実施者となるための認定に係る調査

⑥　第44条第１項に規定する容器検査

⑦　第49条第１項に規定する容器再検査

⑧　第49条の２第１項に規定する附属品検査

⑨　第49条の４第１項に規定する附属品再検査

⑩　第49条の８第１項及び第49条の９第２項並びに第49条の31の第２項に規定する附属品製造業者の登録に係る調査

⑪　第49条の８第１項及び第49条の９第２項並びに第49条の31の第２項に規定する容器製造業者の登録に係る調査

⑫　第49条の23第１項及び第49条の31第２項に規定する容器の型式承認に係る試験

⑬　第56条の３第１項から第３項に規定する特定設備検査

⑭　第56条の６の５第１項及び第56条の６の６第２項並びに第56条の６の22第２項に規定する特定設備製造業者の登録に係る調査

⑮　第56条の６の14第２項及び第56条の６の22第２項に規定する特定設備基準適合証の交付

⑯　第56条の６の14第４項において準用する第56条の４第３項に規定する特定設備基準適合証の再交付

⑰　第56条の７に規定する指定設備の認定

⑱　第56条の８第３項において準用する第56条の４第３項に規定する指定設備認定証の再交付

⑲　冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号）第７条第６号、第８条第２号、第12条、第13条、第64条第１号リ及び同条第２号に規定する試験

⑵　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

①　第37条の３第１項ただし書（第37条の４第４項において準用する場合を含む。）に規定する完成検査

②　第37条の６第１項ただし書に規定する保安検査

１．保安検査等（冷凍に係る製造施設の完成検査及び保安検査を除く。）を行う事務所の名称及びその所在地

名称	所在地	備考
高圧ガス保安協会 東北支部	宮城県仙台市青葉区本町２丁目３番10号 仙台本町ビル	⑴　〃 ⑵　事務に係る管轄区域は、東北産業保安監督部の管轄区域とする。

㈱　コールドエバポレータに係る製造施設の保安検査は、ＣＥ検査事務所の管轄区域以外で実施する。